

第109回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

事業報告

業務の適正を確保するための体制

および当該体制の運用状況の概要…………… 1 ページ

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書…………… 4 ページ

連結注記表…………… 5 ページ

計算書類

株主資本等変動計算書…………… 14 ページ

個別注記表…………… 15 ページ

事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sumitomoseika.co.jp/>) に掲載することにより株主各位に提供しております。

住友精化株式会社

業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社は、グループ企業理念の下で、業務が適正に行われることを確保するため、会社法および会社法施行規則に基づき、取締役会において、以下の体制（内部統制システム）を決議しています。

この体制の下で、業務執行を行う社長および各担当取締役は、職務に応じて内部統制システムを具体的に整備・運用する責任を負い、内部統制委員会は、定期的にその状況のモニタリングを行っています。また、取締役会は、内部統制システムの運用状況の監督、および状況変化に応じて体制そのものを見直すことにより、内部統制システムの実効性の確保と向上を図っています。

- (1) 当社および当社グループの取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの行動規範を定め、役職員がこれに従った行動をするように徹底する。
- ② 適正かつ効率的に業務遂行を行うための具体的な手順を定め、これに基づいて職務執行を行う。
- ③ コンプライアンス委員会を設置し、当社および当社グループにおけるコンプライアンスの推進および監督を行う。
- ④ 内部通報制度を設け、コンプライアンス違反またはそのおそれがある行為について、当社および当社グループの役職員が社内外に設置された通報窓口に通報することができ体制および環境を整備する。
- ⑤ 内部監査を担当する専任部署を設置し、当社および当社グループにおける業務遂行の監査を実施し、問題を発見した場合には改善を行う。
- ⑥ 反社会的勢力とは取引関係も含めた一切の関係を排除する。

■ 運用状況

- ① 当社は、住友精化グループ行動憲章、規程等のルールを制定し、これらに基づいて職務執行することにより、法令・定款への適合性を含めた業務の適正かつ効率化を図っています。また、これらルールについては、適宜見直しを実施しています。当期間中におきましては、特に、贈答・接待に係る規程を新規に制定し、取引関係の公平の確保の強化を図りました。
- ② 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のコンプライアンス上の課題の抽出、対策の検討および実施状況の監督を実施し、当社のコンプライアンスの確保を図っています。取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のコンプライアンス体制の運用を監督しています。
- ③ 不正やコンプライアンス違反の通報窓口として、内部通報制度を運用し、通報者の秘匿・保護・不利益な取扱いの禁止のルールの下で、当社および当社グループにおける役職員の業務執行の適正を担保しています。個別の内部通報の受理・対応状況については、客観的な適切性を確保するために、社外弁護士への報告とその評価を受けており、具体的対応に問題がないことを確認しています。また、取締役会は、担当取締役からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社の内部通報の運用を監督しています。
- ④ 業務監査は、内部監査部によるものに加え、RC、品質管理、情報システム等の専門的な知識が必要な分野において、適宜適切な部署に監査業務を委任する体制をとっています。また、監査等委員会監査や内部監査の結果、改善が必要と認められる場合には、対象部署に対し改善措置を求めるとともに、改善措置の実施についてフォローアップ監査を定期的に行うことにより、業務の適正化を確実なものとしています。当期間中におきましては、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、Web会議システム等の方法を活用し、業務監査を実施しています。

- (2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

■ 体制

職務執行に係る情報は、管理規程を定め、この規程および法令に基づき、情報の性質および重要度に応じた保存および管理を行う。

■ 運用状況

取締役の職務執行に係る情報については、「文書取扱規程」、「電子情報管理規程」、「経理規程」等に基づき、適切に保存し、管理しています。当期間中におきましては、リモートワークにおいても、迅速な意思決定と、適切な情報管理が可能となるように、電子決裁システムの運用拡大、契約書における電子署名の利用拡大を実施しました。

(3) 当社および当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループにおける経営上のリスクの抽出、評価、対策を実施する。また、リスク委員会を設置し、当社および当社グループにおけるリスクマネジメントの推進および監督を実施する。
- ② 当社の経営上のリスクに関する情報を、取締役会等に適切に報告できるように、報告体制を整備する。
- ③ 災害、事故等の緊急事態時の手続きを定めた規程を定めるとともに、緊急事態発生時の被害を最小化できるように訓練等の対策を実施する。

■ 運用状況

- ① 内部統制委員会およびリスク・コンプライアンス委員会を設置し、経営陣および現場のレベルで、当社のリスクの抽出、対策の検討および実施状況の監督を実施し、リスク管理を行っております。
- ② また、取締役会は、内部統制委員会等からの報告の受領およびこれへの指示を通じて、当社のリスク管理体制の運用を監督しています。
- ③ さらに、「リスク・緊急事態規程」を定め、災害、事故等の際には緊急事態対策本部を速やかに設置し、対応する体制を整備するとともに、事故対策として工場事故模擬訓練を定期的にも実施し、事業継続のためのプランの策定を進めています。
- ④ 当期間中におきましては、コロナ禍でリモートワークの増加する中、適切なリスク管理と業務の効率化を図るため、印鑑管理・押印手続きの見直しを実施しました。

(4) 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われるよう、取締役が統括する各組織の権限および責任を明確に定めた規程を制定し、これに基づいた運営を行う。
- ② グループ全体の経営情報を容易かつ迅速に把握するため、ITシステムを整備し、経営の効率化を図る。

■ 運用状況

- ① 「事務章程」、「決裁規程（決裁基準表）」その他の規程を定め、権限の委譲と役割分担の明確化と、職務執行の効率化を図っています。なお、上記の2規程は、業務効率化の観点から、年に一度の見直しを実施することとしており、当期間中も実施済みです。
- ② また、効率的な会社経営を行うために基幹業務システムを導入し、経営状況に関する情報を適切に把握しています。当期間中におきましては、IT環境をさらに強化し、リモートワークやリモート会議を実効的に実施できるようにしました。

(5) 当社グループの取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

■ 体制

当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続きを定めた規程を定め、当該規程に基づき、報告を求める。当社グループ各社における経営上の重要事項については、付議基準を定め、これに基づき、当社取締役会等において審議する。

■ 運用状況

「グループ運営規程」を制定し、当社グループ各社から当社への報告に関する基準および手続を定めています。また、当社グループ各社における経営上の重要事項については、同規程に基づき、当社取締役会において審議し、決議しています。

- (6) 監査等委員会の補助使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

■ 体制

補助使用人の設置およびその独立性の確保のための規程、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する規程を定める。

■ 運用状況

「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」を定め、補助使用人の設置およびその独立性の確保、補助使用人に対する監査等委員会の指示の実効性確保に関する体制を整備しています。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制

■ 体制

- ① 当社および当社グループの取締役および従業員は、監査等委員会から監査に必要な事項について報告を求められた場合または法令により報告が必要な場合は、速やかに、報告を実施する。
- ② 内部監査担当部が実施する内部監査の計画、実施の経過およびその結果について、監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員会への報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わないことを定めた規程を定める。

■ 運用状況

監査等委員会の要請に応じて、取締役および使用人が適宜報告し、また、内部監査部による業務監査の結果等についても報告しています。さらに、「監査等委員会監査の実効性確保に関する規程」において、監査等委員会への報告を理由として不利益な取扱いを行わないことを明確に定めています。

- (8) 監査等委員の職務執行に生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

■ 体制

監査等委員の職務執行に係る費用について予算措置をとるとともに、適切な範囲内で負担する。

■ 運用状況

監査等委員の職務執行に係る調査費用、研修費用等は、予算措置をとるとともに、適切な範囲で負担しています。

- (9) その他監査等委員会の監査の実効的な実施を確保するための体制

■ 体制

- ① 監査等委員は、社内重要会議への出席や、重要会議の議事録、決裁、契約書その他の監査等委員会の監査に必要な情報を閲覧できるものとする。
- ② 社長と監査等委員の定期的な意見交換のための会合を行う。

■ 運用状況

取締役会、役員連絡会、経営会議等の重要な会議への出席や、重要な決裁伺の供覧をルール化し、監査等委員会への報告に関する体制を整備しています。また、コロナ禍ではありますが、Web会議を活用して監査等委員・社外取締役と社長の会合を開催し、当社および当社グループの状況について意見交換を実施しています。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,698	7,539	52,104	△261	69,080
当期中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△1,517	—	△1,517
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	5,895	—	5,895
自己株式の取得	—	—	—	△946	△946
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期中の変動額合計	—	—	4,378	△946	3,432
当期末残高	9,698	7,539	56,483	△1,207	72,512

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	685	2,252	776	3,714	2,696	75,491
当期中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△1,517
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	5,895
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△946
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	62	2,446	△2	2,506	475	2,981
当期中の変動額合計	62	2,446	△2	2,506	475	6,413
当期末残高	748	4,698	773	6,220	3,171	81,905

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

12社

連結子会社の名称

スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド、スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.、スミトモ セイカ シンガポール プライベート リミテッド、住精ケミカル(株)、住精科技(揚州)有限公司、台湾住精科技(股)有限公司、住友精化(中国)投資有限公司、スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド、住精国際貿易(上海)有限公司、セイカテクノサービス(株)、住精高分子技術(上海)有限公司、スミトモ セイカ アメリカ インコーポレーテッド

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、住精科技(揚州)有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用している。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っている。

3. 会計方針に関する次に掲げる事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

仕掛品……………個別法による原価法
その他の棚卸資産……………主として総平均法による原価法
(上記はいずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) 主な耐用年数
建物及び構築物……………7～50年
機械装置及び運搬具……………3～8年

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当連結会計年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

・退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上している。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識している。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社グループは吸水性樹脂、機能化学品、ガス・エンジニアリング等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品等を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識している。

ガス・エンジニアリング事業における工事契約等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合によるインプット法で測定している。

但し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除し、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲で認識している。また、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段：金利スワップ
ヘッジ対象：借入金の利息
- ③ ヘッジ方針
借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っている。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっているため有効性評価は省略している。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としている。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これにより、従来は、輸出版売においては主に船積時に収益を認識していたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしている。また、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっていたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更している。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っている。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、従来の方法に比べて、当連結会計年度の売上高は1,652百万円減少し、売上原価は1,138百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ513百万円減少している。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はない。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、

当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当連結会計年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。なお、連結計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはない。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 97,057百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている国庫補助金による圧縮記帳額 440百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 13,972,970株
2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
2021年5月13日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の総額 689百万円
1株当たり配当額 50.00円
基準日 2021年3月31日
効力発生日 2021年6月7日
2021年11月2日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の総額 827百万円
1株当たり配当額 60.00円
基準日 2021年9月30日
効力発生日 2021年12月3日
3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のものに関する事項
2022年5月12日開催の取締役会決議による配当
株式の種類 普通株式
配当金の原資 利益剰余金
配当金の総額 809百万円
1株当たり配当額 60.00円
基準日 2022年3月31日
効力発生日 2022年6月6日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は、市場価格の変動リスクや発行体（取引先企業）の財務状況が悪化するリスクに晒されているが、定期的の時価や発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直している。

営業債務である買掛金はすべて1年内の支払い期日である。

借入金の用途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていない。（(注)）を参照。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、買掛金及び短期借入金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略している。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1) 投資有価証券	1,590	1,590	—
(2) 長期借入金(*2)	(3,036)	(3,049)	(13)

(*1) 負債に計上されているものについては、（ ）で示している。

(*2) 長期借入金の連結貸借対照表計上額及び時価については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めている。

(注) 市場価格のない株式等

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	17

これらについては、「投資有価証券」には含めていない。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類している。

レベル1の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類している。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,590	—	—	1,590
資産計	1,590	—	—	1,590

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(*)	—	3,049	—	3,049
負債計	—	3,049	—	3,049

(*) 長期借入金については、1年以内に返済予定の長期借入金を含めている。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価している。上場株式及び国債は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類している。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類している。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告事業				その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	吸水性 樹脂	機能 化学品	ガス・エン 지니어リン グ	計				
日本	14,244	5,489	9,423	29,157	430	29,588	—	29,588
アジア	14,131	8,795	6,537	29,464	—	29,464	—	29,464
中国	30,372	973	615	31,961	411	32,373	—	32,373
欧州	5,388	2,441	384	8,215	—	8,215	—	8,215
北米	7,552	782	235	8,570	—	8,570	—	8,570
その他	7,301	69	—	7,371	—	7,371	—	7,371
顧客との契約から 生じる収益	78,991	18,553	17,196	114,741	842	115,583	—	115,583
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	78,991	18,553	17,196	114,741	842	115,583	—	115,583

	報告事業				その他 (注)	合計	調整額	連結 財務諸表 計上額
	吸水性 樹脂	機能 化学品	ガス・エン 지니어リン グ	計				
一時点で移転さ れる財及びサー ビス	78,991	18,553	16,113	113,657	842	114,500	—	114,500
一定の期間にわ たり移転される 財及びサービス	—	—	1,083	1,083	—	1,083	—	1,083
顧客との契約から 生じる収益	78,991	18,553	17,196	114,741	842	115,583	—	115,583
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	78,991	18,553	17,196	114,741	842	115,583	—	115,583

(注)「その他」は、報告事業に含まれない事業であり、人材派遣事業等を含んでいる。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) 3. 会計方針に関する次に掲げる事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりである。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

当社グループは、契約資産は、進行中の工事契約の対価に対して認識しており、契約負債は、主に顧客からの前受金に対して認識している。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	24,042	26,561
契約資産	174	185
契約負債	235	188

顧客との契約から生じた債権は「受取手形」および「売掛金」にそれぞれ含まれている。

また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はない。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格および収益の認識が見込まれる時期は以下のとおりである。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はない。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	999
1年超	30
合計	1,030

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり当期純利益	429円10銭
1株当たり純資産額	5,835円52銭

(その他の注記)

減損損失

当連結会計年度において当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上した。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失額
フランス共和国	吸水性樹脂製造設備	リース資産	357

当社グループは、事業用資産については管理会計上の区分に基づき、遊休資産等については個々の資産をひとつの単位として、グルーピングを行っている。

吸水性樹脂製造設備については欧州市場における事業環境の悪化に伴い、収益性の低下した当該資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額（357百万円）を減損損失として計上している。

回収可能価額は使用価値により測定しているが、将来キャッシュ・フローが見込めないため零としている。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算 差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	
		資本準備金	利益準備金	その他 利益 剰余金 (※)	利益 剰余金 合計				
当期首残高	9,698	7,539	773	38,202	38,975	△261	55,951	685	56,637
当期中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	△1,517	△1,517	—	△1,517	—	△1,517
当期純利益	—	—	—	3,256	3,256	—	3,256	—	3,256
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△946	△946	—	△946
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	62	62
当期中の変動額合計	—	—	—	1,739	1,739	△946	793	62	855
当期末残高	9,698	7,539	773	39,942	40,715	△1,207	56,744	748	57,493

(※) その他利益剰余金の内訳

(単位：百万円)

	固定資産 圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	合計
当期首残高	35	23,000	15,167	38,202
当期中の変動額				
剰余金の配当	—	—	△1,517	△1,517
固定資産圧縮積立 金の取崩	△2	—	2	—
別途積立金の積立	—	—	—	—
当期純利益	—	—	3,256	3,256
当期中の変動額合計	△2	—	1,742	1,739
当期末残高	32	23,000	16,909	39,942

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式… 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券…………… 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) デリバティブ…………… 時価法

(3) 棚卸資産

- ① 仕掛品…………… 個別法による原価法
- ② その他の棚卸資産…………… 総平均法による原価法
（上記はいずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定している）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産…………… 定額法

- (リース資産を除く) 主な耐用年数
 - 建 物 8～50年
 - 構 築 物 7～50年
 - 機 械 及 び 装 置 3～8年

(2) 無形固定資産…………… 定額法

- (リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいている。

(3) リース資産…………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき、当事業年度に負担すべき額を計上している。

(4) 退職給付引当金（前払年金費用）

・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりである。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準による。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしている。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を費用処理することとしている。

・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なる。

(5) 債務保証損失引当金

債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、次の5ステップアプローチに基づき、約束した製品または役務を顧客に移転し、顧客が当該製品または役務に対する支配を獲得した時に収益を認識している。

ステップ1：契約の識別

ステップ2：履行義務の識別

ステップ3：取引価格の算定

ステップ4：履行義務への取引価格の配分

ステップ5：履行義務の充足による収益の認識

当社は吸水性樹脂、機能化学品、ガス・エンジニアリング等の事業を展開しており、これらの製品等の販売については、契約の定めに基づき顧客に製品等を引渡した時点やインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点において、顧客が当該製品等に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、当該履行義務の充足時点で収益を認識している。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品等の国内取引において、出荷時から当該製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識している。

ガス・エンジニアリング事業における工事契約等の一部の履行義務については、製品または役務に対する支配が一定期間にわたり移転することから、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識している。進捗度は、見積原価総額に対する実際原価の割合によるインプット法で測定している。

但し、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第95項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き及び返品などを控除し、重大な戻入れが発生しない可能性が高い範囲で認識している。また、対価は通常、履行義務の充足から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでいない。

5. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理を採用している。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っている。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっているため有効性評価は省略している。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としている。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしている。これにより、従来は、輸出販売においては主に船積時に収益を認識していたが、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識することとしている。また、工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっていたが、財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財又はサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更している。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っている。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用している。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していない。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高は1,826百万円減少し、売上原価は1,194百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ632百万円減少している。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はない。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当事業年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示し、「流動負債」に表示していた「その他」は、当事業年度より「契約負債」及び「その他」に含めて表示している。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしている。なお、計算書類に与える影響はない。

(会計上の見積りに関する注記)

翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りはない。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	70,402百万円
2. 有形固定資産の取得価額から控除されている国庫補助金による圧縮記帳額	440百万円
3. 下記会社の借入債務に対する債務保証額	百万円
スミトモ セイカ ヨーロッパ S.A./N.V.	3,597 (26,301千ユーロ)
スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	5,161 (51,000百万ウォン)
計	8,759

4. 関係会社に対する短期金銭債権	6,035百万円
関係会社に対する長期金銭債権	1,168百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,870百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社に対する売上高	14,830百万円
関係会社からの仕入高	7,109百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	174百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式数	普通株式	480,899株
-----------------	------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		百万円
退職給付信託設定額		658
退職給付引当金		424
減損損失		363
投資有価証券評価損		161
関係会社株式評価損		2,216
関係会社出資金評価損		550
債務保証損失引当金		724
賞与引当金		257
棚卸資産評価損		74
未払事業税		55
研究開発機器費用処理額		48
その他		356
繰延税金資産 小計		5,891
評価性引当額		△3,714
繰延税金資産 合計		2,177
繰延税金負債		
退職給付信託設定益		△410
前払年金費用		△291
其他有価証券評価差額金		△200
固定資産圧縮積立金		△14
繰延税金負債 合計		△917
繰延税金資産の純額		1,259

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の被所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	住友化学㈱	直接 31.1 間接 0.1	製品・原料等の購入 役員の兼任	製品・原料等の購入 (注1)	6,002	買掛金	2,434

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。

(注2) 取引金額には消費税等を含めていない。期末残高には消費税等を含めている。

2. 子会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	スミトモ セイカ ヨーロッパ S. A. /N. V.	直接 100.0	債務保証	債務保証(注1)	5,964	—	—
子会社	住友精化(中国)投資有限公司	直接 100.0	製品の販売	製品の販売(注2)	6,227	売掛金	1,663
子会社	スミトモ セイカ アジア パシフィック プライベート リミテッド	直接 100.0	製品の販売	製品の販売(注2)	3,335	売掛金	945
子会社	スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッド	直接 90.0 間接 10.0	資金の貸付 債務保証	資金の回収(注3) 債務保証(注4)	1,780 5,161	短期貸付金 —	1,926 —
子会社	住精ケミカル(株)	直接 100.0	製品の販売	増資の引受(注5)	1,132	—	—
子会社	住精科技(揚州)有限公司	直接 100.0	資金の貸付	資金の貸付(注6)	—	長期貸付金	1,168

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) スミトモ セイカ ヨーロッパ S. A. /N. V. の銀行借入 (期限1年) につき、債務保証を行ったものであり、市場金利を勘案して決定した債務保証料を受領している。また、2,367百万円の債務保証損失引当金を計上しており、当事業年度において929百万円の債務保証損失引当金繰入額を計上している。
- (注2) 価格その他の取引条件は、市場価格を参考に決定している。
- (注3) スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッドに対する貸付については、契約に基づき、市場金利を勘案して決定している。
- (注4) スミトモ セイカ ポリマーズ コリア カンパニー リミテッドの銀行借入 (期限6年3ヵ月および1年) につき、債務保証を行ったものであり、市場金利を勘案して決定した債務保証料を受領している。
- (注5) 子会社が行った増資を引き受けたものである。
- (注6) 住精科技(揚州)有限公司に対する貸付については、契約に基づき、市場金利を勘案して決定している。また、180百万円の貸倒引当金を計上している。

(収益認識に関する注記)

- ・収益を理解するための基礎となる情報
連結注記表と同一である。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり当期純利益	237円03銭
1株当たり純資産額	4,261円25銭

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。